令和6年度事前復興推進(事前復興計画策定支援)業務 仕様書

1 目的

高台移転をはじめ「事前復興対策」を一層加速するため、その推進エンジンとなる 市町村の「事前復興計画」策定を後押しする「徳島県事前復興計画策定ガイドライン」 を作成する。

○事前復興:南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害からの迅速かつ円滑な 復旧・復興を図るために行う「被災前からの復興に向けた様々な取組」 の総称

2 業務の名称

令和6年度事前復興推進(事前復興計画策定支援)業務

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4 委託業務の内容

(1) 事前復興計画策定事例の収集・整理

次に掲げる南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域指定市町村を有する都道府 県における市町村の事前復興計画策定に関する事例等を基に、徳島県事前復興計画 策定ガイドラインに必要な項目・内容等の収集・整理を行う。

- ・国が策定した市町村向け事前復興計画策定の手引き・ガイドライン
- ・都道府県が策定した市町村向け事前復興計画策定の手引き・ガイドライン
- ・ 市町村が策定した事前復興計画(県内1、県外4を想定)

(2) 復興事例の収集・整理

次に掲げる東日本大震災に代表される大規模地震津波災害からの復興事例を基に、 復興手法(市街地の規模別、地形等の特徴別、津波被害の度合い(浸水深別)、導 入した事業別)や復興まちづくりに関する課題や対応策の収集・整理を行う。なお、 能登半島地震を受けた新たな知見も考慮し取りまとめるものとする。

- ・国・都道府県・市町村が発行した復興取組事例(内閣府「復旧・復興ハンドブック」、復興庁「東日本大震災の教訓・ノウハウ集」等)
- ・(1)の資料

(3) 徳島県の地域特性の分析・評価

徳島県の地域特性について、次の視点を基に、各圏域(東部・南部・西部)の分析・評価を行う。

- ・南海トラフ巨大地震に関する過去の被災履歴や被害想定
- ・地形、自然環境、歴史、文化
- ・人口、産業、主要インフラの整備状況 等

(4) ガイドラインの作成

(1)~(3)で収集・整理・分析・評価した事例を基に、「徳島県事前復興計画策定ガイドライン」を作成する。

なお、本ガイドラインについては、徳島県復興指針や徳島県震災復興都市計画指

針を考慮し作成するとともに、市町村の計画策定を支援するための雛形を併せて提示すること。

- ① 骨子案の検討
 - ガイドラインの構成及び各項目における作成方針を整理した骨子案を作成する。
- ② 素案の作成
 - ①で作成した骨子案及び(5)の検討会の意見に基づき、ガイドライン(素案)を作成する。
- ③ 成案の作成
 - (5)の検討会を経て、ガイドラインの完成版を策定する。併せて概要版を作成する。
- ④ 構成案

次に構成案の一例を示すが、より効果的・実践的と思われる構成について、具体的に提案すること。

(例)

- ア 概要(ガイドラインの目的、使い方)
- イ 事前復興計画を策定するための工程
- ウ 事前復興計画の構成案
 - ・総則(目的、計画の位置づけ・構成・期間等)
 - ・現状と課題(全域、地域別(集落・市街地別)、(分野別))
 - ・復興ビジョン(市町村の復興デザイン(目標、理念、基本方針等))
 - ・復興プロセス (復興手順、復興体制 等)
 - ・事前復興まちづくり計画(地域の復興デザイン(土地利用イメージ図 (ゾーニング)、住民合意形成の進め方 等))
 - ・復興事前準備(各種候補地選定など重要取組の設定、ロードマップの作成等)
 - ・参考資料(基礎情報データ、参考情報(東日本大震災の復興事例)等)

(5) 検討会の運営

有識者や市町村、関係機関等で構成する検討会を設置し、開催する。

① 検討会の運営

次に開催時期、開催場所、議題の一例を示すが、より効果的・実践的と思われる検討会の運営について、具体的に提案すること。ただし、市町村が令和7年度当初予算で事前復興計画策定に着手できるよう、11月上旬を目途に徳島県事前復興計画策定ガイドライン(素案)を示すこと。

(例)

ア 開催時期

第1回検討会 令和6年7月頃 第2回検討会 令和6年11月頃 第3回検討会 令和7年2月頃

イ 開催場所

徳島県万代町1丁目1番地 徳島県庁 会議室

ウ 議題(案)

第1回検討会

- ・徳島県事前復興計画策定ガイドライン(骨子案)
- 事前復興計画の必要性 ※検討会有識者
- ・事前復興計画の策定事例紹介 ※県内自治体又は県外自治体
- ・復興まちづくりの事例紹介 ※東日本大震災被災自治体又はUR

第2回検討会

- ・徳島県事前復興計画策定ガイドライン(素案)
- ・市町村への意見照会
- ※市町村が令和7年度当初予算で事前復興計画策定に着手できるよう、 素案を示す。

第3回検討会

- ・徳島県事前復興計画策定ガイドライン (案)
- ・市町村への意見照会結果

② 役割分担

委託者

- ・開催日の日程調整、開催場所の手配、講師の手配、開催通知
- ・検討会資料(ガイドライン関係除く)の作成・印刷(40部程度)
- ・検討会委員等への謝礼・交通費等の支払

受託者

- ・会場備品以外の必要備品の手配、講師の手配補助(紹介)
- ・検討会資料(ガイドライン関係)の作成・印刷(40部程度)
- ・検討会の録音、会議録の作成(概要版は検討会開催後5営業日内に提出)

(6) 打合せ等

本業務に係る打合せを行う。

- ・打合せは、着手時、中間3回、成果品納入時の計5回を基本とする。
- ・業務の遂行上、委託者又は受託者が必要と判断した場合は、随時、実施するものとするが、変更設計の対象とはしない。
- ・打合せ記録簿の作成は受託者が行い、委託者に提出するものとする。
- ・着手時及び成果品納入時の打合せには、原則として管理技術者が立ち会うもの とする。
- ・打合せ形式は、対面を原則とするが、委託者が支障ないと判断する場合は、 WEB会議での実施も可とする。

(7) 受託者が提案する効果的な事項

市町村の事前復興計画策定や被災前の高台移転促進など、本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。

ただし、予算内で実施可能なもので追加予算を必要としないものとする。

5 業務実施上の条件

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に定める事項を確実に行うものとする。
- (2)業務実施に当たっては、業務全体に責任を有し、かつ、同種又は類似業務の経験

を有する者を配置するものとし、契約の締結以降業務完了まで交替しないことを原 則とする。

ア 管理技術者は同種業務実績を有し、かつ、次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・技術士 (総合技術監理部門:建設-都市及び地方計画)
- ・技術士 (建設部門:都市及び地方計画)
- ・RCCM(都市計画及び地方計画部門)

イ 担当技術者は同種業務実績を有するものを1名以上配置するものとする。

- (3) 受託者は、契約締結後速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。また、業務実施に当たっては委託者と協議の上で行うこととし、作業の進捗状況について随時、報告すること。
- (4) 本業務の中で使用する画像、技術等において、既に他者が有する著作権所有権、 第三者の肖像権等に対する必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、 これらに必要な費用は受託者の負担とする。
- (5) 本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。 ア 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に 係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (6) 成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、 修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (7)委託者は可能な範囲で本業務の実施に必要な資料を受託者に提供するものとする。
- (8) 関係法令を遵守し業務に当たること。
- (9) この仕様書に定める事項及び定めのない事項に疑義が生じた場合は、遅延なく徳 島県と協議を行うものとする。

6 成果品

最終的な成果品は次のとおり納入すること。

- (1) 成果品
 - ①成果報告書 紙媒体2部
 - ア 徳島県事前復興計画策定ガイドライン(全体版・概要版)
 - イ 検討会の資料・議事概要
 - ウ 本業務に係る協議資料
 - ②電子媒体 1部
 - ア 上記成果報告書の電子データ (PDF形式)
 - イ 成案の基礎とした収集データ
 - ※納入に用いた記録媒体は返却しない。
- (2) 納品場所

徳島県万代町1丁目1番地

徳島県危機管理部防災対策推進課事前復興室事前復興担当

(3)納品期限

令和7年3月31日(月)

(4)権利の帰属

本業務において、生じる著作権及び使用権は、徳島県に帰属する。